

## 立命館大学知的財産ポリシー

### 第1 産官学連携および知的財産に対する立命館大学の基本的な考え方

#### 1 産官学連携に対する基本的な考え方

現代の社会における人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などの急速な進展のもとにおかれているだけではなく、領域の融合や新たな領域の創成を強く要請されている。このような学術的環境の中で、大学は従来の研究の方法や内容のみに固執することなく、学外機関との交流を行うことを通じて人類の福祉と社会の進歩に貢献するという学問研究に内在する要請に応えていく必要がある。

立命館大学（以下「本学」という）とそこで研究教育に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受けとめ、「自由と清新」という建学の精神、ならびに「平和と民主主義」の教学理念のもと、国、地方公共団体、民間企業などの学外機関との交流を、わが国の大学の中でも先進的、先駆的に推進してきた。大学の基本的かつ伝統的な使命である教育と研究に加え、それらの成果を社会に普及させて社会貢献を図ることを本学の重要な使命と位置付け、産官学連携の新時代を切り拓いてきた。

これからも本学は、大学に対する社会からの様々な期待が一層増していることを認識した上で、自由にして進取の気風に富んだ私学として、新たな時代にふさわしい産官学連携と社会貢献の姿を追求し、社会的存在としての大学の役割を果たすことを確認する。

#### 2 知的財産に対する基本的な考え方

本学は、産官学連携によって社会に貢献するには、優れた教育・研究が行なわれるだけでなく、それらの成果が知的財産として創出され、それが社会で有効に活用されるようにすることが重要であり、このことを実現するには、その知的財産を知的財産権として権利化するなどして適切に保護・管理することが必要であることを認識している。

本学で創出された知的財産が新産業の創出や技術革新などに結びつき、その成果の対価が本学や研究者に適切に還元されれば、本学の教育・研究活動をより一層活性化させることができ、それによってさらに新しい知的財産が創出されるという好循環を生じさせることができる。また、研究者が産官学連携活動により自らの観点とは異なる社会のニーズに接すれば、それを刺激として、従来の研究成果を発展させた新しい研究成果たる知的財産を創出するという意味でも好ましい循環を生じさせることができる。

本学は、これらの好循環を実現し、社会貢献の使命を十分に果たすことを目的として、知的財産の創出、保護・管理および活用について組織的に取り組む。以上の通り、本学のこのような取り組みは、研究者の教育・研究活動の自由を損なうものではなく、むしろ、それらの活性化に役立てようとするためのものである。

### 第2 知的財産ポリシーの目的とこれを具体化する組織体制など

#### 1 知的財産ポリシーの目的

本学における知的財産の創出、保護・管理および活用に関する基本的な考え方を明らかにするため、この「立命館大学知的財産ポリシー」（以下「本ポリシー」という）を定め、これを学内外に公開する。

これによって、本学の内外で産官学連携に携わる研究者等が、共通に認識された基盤の上で、安心して産官学連携に取り組むことができる。また本学にとっては、産官学連携をより一層活性化させ、社会貢献の使命を十分に果たすことが可能となる。

## 2 本ポリシーを具体化する規程など

本ポリシーに基づく具体的な手続や内容などについては、「立命館大学発明規程」その他の諸規程などで別途定められる。

## 3 本ポリシーと関連するポリシーなど

本学の内外で産官学連携に携わる者が安心してこれに取り組むことができるようにするためには、本ポリシーを定めるだけでなく、本学が利益相反(注1)に適切に対応することが必要である。そこで本学は「立命館大学利益相反マネジメント・ポリシー」を定める。

また、従来から産学間では、共同研究、受託研究および奨学寄付金などの資金受入れなどの交流形態が存しており、これらが今日でも産官学連携の重要な柱であることには変わりはない。本学は、これら学内外の交流に関する基本的指針として「立命館大学学外交流倫理基準」を定める。

以上のポリシーおよび関連諸規程は、本ポリシーおよびその関連諸規程などとともに、本学における産官学連携の基本的な指針として運用される。

## 4 本ポリシーを具体化するマネジメント体制

知的財産の創出、保護・管理および活用を推進・統括して、本ポリシーを具体化するための知的財産マネジメント体制として、立命館大学知的財産本部(以下「知的財産本部」という)を設置する。

知的財産本部の設置および体制に関する諸事項については、別途「立命館大学知的財産本部規程」を定める。

### 第3 本ポリシーの適用対象者

本ポリシーにおいて「本ポリシーの適用対象者」という者は、①本学の専任教職員など本学と雇用関係にある者、②本学の客員教授、客員研究員などで、かつ本ポリシーに沿った取扱いを受けることにつき契約がなされている者、および③その他、本ポリシーに沿った取扱いを受けることにつき契約がなされている者である。個別の規程において、各々具体的な適用対象者を定める。

### 第4 知的財産の取扱い

#### 1 本ポリシーが対象とする知的財産

本学から創出される知的創作物としての知的財産には様々なものが考えられる。その種類によって法律による規律の仕方が異なるため、本ポリシーでは、次のような分類により、その取扱いを定める。

---

(注1) 教職員が産官学連携活動に従事する場合、教職員個人が連携先の企業等との関係で有する利益や責務と、本学における教育・研究上の責務が衝突する状況が、日常的に起こり得る。こうした状況を、広く利益相反という。

- ① 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠、育成者権の対象となる品種（以下これらをまとめて「発明」という）
- ② 回路配置利用権の対象となる回路配置（以下「回路配置」という）
- ③ 著作権の対象となる著作物（以下「著作物」という）
- ④ 研究開発成果としての有体物（以下「研究マテリアル」という）

## 2 発明について

### (1) 帰属

本学は、発明の創出、保護・管理および活用について組織的に取り組み、社会貢献の実をあげるため、本ポリシーの適用対象者が、「その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学におけるその者の現在または過去の職務に属する発明」（以下「職務発明」という）をした場合、その職務発明は、本学がその権利を承継する。

ただし、法令、本学内の諸規則、権利取得可能性、市場性など様々な観点から本学が承継しないと決定したものについては、最初から本学に帰属せず、当該発明の創作者に帰属したものとす。

### (2) 「職務発明」の認定に関する運用

本ポリシーの適用対象者のした発明が職務発明に該当するか否かについては、知的財産本部の検討結果に基づいて発明委員会が決定する。

その際、知的財産本部ならびに発明委員会は、「本ポリシーの適用対象者が、本学が支給または管理する資金を使用して行なった研究、または本学の施設または設備などの資源を利用して行なった研究の結果生じた発明」については、原則として、職務発明として取り扱う。

### (3) 出願

本ポリシーの適用対象者がした発明の特許庁等に出願するまでの手続については、立命館大学発明規程で別途定める。

なお、発明については、特許庁等に出願し、これが認められて登録を受けることによって初めて独占的・排他的な権利として成立する。よって、発明の保護という観点からは、なるべく多くの発明が出願されることが望ましい。

しかし他方で、出願から登録までの手続にあたっては、本学から相当の支出をしなければならぬ。発明を社会に還元することによって得られる収入が、これらの支出や権利維持費用を下回るような事態が慢性化しているような場合には、本学の社会貢献の使命を果たしているといえるかも疑問である。

したがって、発明を出願するか否かの判断にあたっては、その権利化の可能性や社会への貢献可能度のみならず、市場性、権利化費用などを総合的に考慮して決定する。

なお、原則として発明の届け出から4週間以内に、出願するか否か、知的財産本部としての評価を行う。但し、学外との調整等で日数を要し、4週間以内に評価できない場合、発明者と協議する。

### (4) 管理

本学が発明を出願した場合、発明に係る権利が有効に活用されるよう、適切に管理する。そのため、知的財産本部において、これらの権利を適切に管理する体制を整えるとともに、外部機関とも連携しつつ、管理を行なう。

なお、発明の出願に関して述べたのと同様、発明に係る権利を維持するためには本学が相当の支出をしなければならないことに鑑みて、発明に係る権利を維持するか否かの判断にあたっては、収益可能性、権利維持費用などを総合的に考慮したうえで、決定する。

### (5) 活用

本学が知的財産について取り組む目的は、本学の研究成果たる知的財産を社会に有効に活用させ社会貢献を図ることにある。また、適切な対価が本学に還元されることにより、更なる研究高度化と研究成果の創出が期待される。したがって、本学が学外の者に発明に係る権利を活用させる場合において、どの者に権利を活用させるか、権利を譲渡するかライセンスを付与するか、独占的ライセンスとするか、どの程度の対価（不実施補償を含む）を求めるかなどを決めるにあたっては、新産業を創出し本学の社会貢献の最大化を図るという基本的観点のもとで、事案に応じた柔軟性を維持しつつ、個別に決定する。

なお、TLOなど外部機関との連携に注力し、これらの権利の有効な活用を図ることを促進する。

### (6) 発明の創作者に対する補償

本学は、発明をした者から、発明に係る権利を承継して取得した場合には、その者に対して、補償金を支払う。

特に、本学が、発明に係る権利の譲渡またはライセンスによって対価を得た場合には、本学の研究活動がより一層活性化することを目的として、発明を創作した者と本学の間でその収入を分配する。その場合、その収入から、当該発明の出願その他に要した費用を差し引いた残額の50%を、発明をした者に分配する。

なお、詳細については、立命館大学発明規程で別途定める。

## 3 回路配置について

### (1) 帰属

本ポリシーの適用対象者が職務上創作をした回路配置については、本学を当該回路配置の創作をした者とする。

ただし、法令、本学内の諸規則、権利取得可能性、市場性など様々な観点から本学が創作者にならないと決定したものについては、最初から本学はその創作者ではなく、当該回路配置を創作した者が創作者である。

### (2) その他の取扱い

回路配置利用権を取り扱った事例はごく限られているため、その取扱いに関する規程については、本学および他の大学の事例などを検討しつつ、必要に応じて別途整備する。

## 4 著作物について

## (1) 著作物の分類

本ポリシーでは、著作物を、以下のとおり分類する。

- ① コンピュータ・プログラムの著作物、
- ② データベース（注2）の著作物、
- ③ ①②以外の著作物

以下では①②の著作物をあわせて「プログラムなどの著作物」といい、③の著作物を「その他の著作物」という。

## (2) プログラムなどの著作物について

プログラムなどの著作物の取扱いについては、本学の発意に基づき本学の業務に従事する教職員が職務上作成する著作物を「職務著作」とし、職務著作に該当するプログラムなどの著作物は本学とする。具体的には、「学校法人立命館データベース等取扱規程」に定める。

## (3) その他の著作物について

その他の著作物については、いわゆる職務著作について定める著作権法15条1項の規定(注3)にしたがって、原則として、その帰属が決められる。

職務著作に該当せず本学に帰属しない場合をはじめ、その他の著作物に関する取扱いについては、必要に応じて別途整備する。

なお、知的財産本部は原則としてその他の著作物を取り扱わない。ただし、発明など他の知的財産に関係する場合や著作者が希望する場合などには、その帰属を含めた取扱いについて、別途協議することがある。

## 5 研究マテリアルについて

本ポリシーの適用対象者が研究開発を行なうにあたり、その研究開発成果として、さまざまな有体物を創作し、または取得することがある。たとえば、以下のものが考えられる。

- ① その研究開発の目的を達成したことを示すもの（ある疾病の治療に有用な新規化合物、新しく開発された情報処理装置、新たに発見された新種の昆虫など）
- ② ①を得るのに利用されるもの（化合物の新規合成中間体、情報処理装置を生産するのに用いられる素子、抗体を調製するのに用いられる抗原など）
- ③ これらを創作または取得するに際して派生して創作または取得されたもの（研究開発の目的である微生物Aをスクリーニング・分離する際に取得された新規微生物Bなど）

このような本学において創出または取得された研究マテリアルに関する規程や、学外から学内に研究マテリアルを受け入れる場合の取扱いに関する規程については、本学および他の大学の事

---

(注2) データベースとは、論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう（著作権法2条1項10号の3参照）。

(注3) 著作権法15条1項の規定は次のとおりである。

（職務上作成する著作物の著作者）

第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

例などを検討しつつ、必要に応じて別途整備していくこととする。

ただし、知的財産本部では、規程整備前においても、学内外から研究マテリアルに関する相談を随時受け付け、必要な対応を行なう。

## 第5 学外交流において創出された知的財産に係る権利の帰属

受託研究・共同研究などの学外交流に際して、本学と学外の交流先企業などとの間で、これらの学外交流において創出された知的財産に係る権利は、本来、その創作者に帰属する。

すなわち、次のとおりである。

- ① 本学の研究者が単独で知的財産の創作をした場合には、それに係る権利は当該研究者または本学（以下「本学側」という）に単独で帰属する。
- ② 学外の交流先企業などの研究者が単独で知的財産の創作をした場合には、それに係る権利は当該研究者または当該交流先企業など（以下「交流先企業など側」という）に単独で帰属する。
- ③ 本学の研究者と学外の交流先企業などの研究者が共同で知的財産の創作をした場合には、本学側または交流先企業など側に共同して帰属する。

本学はこの原則を基本としつつも、事案の特殊性に応じて、たとえば本学側に帰属する権利を適切な対価で交流先企業など側に譲渡・ライセンスするなどして、柔軟に対応していく。

## 第6 守秘義務について

本学が企業などと研究交流を行うにあたって、その交渉の過程で企業などから守秘義務を求められる場合がある。また、これとは逆に、本学から企業などに対して、守秘義務を求める場合がある。

これらの場合、知的財産本部は、関係者からの相談に応じるなどして、適切に対応する。

## 第7 学生に関する取り扱いについて

大学学部生および大学院生（以下「学生」という）に関しては、大学における通常の研究活動の範囲では本ポリシーの適用対象者とならないが、本学と雇用契約を締結するなどして本学の業務に従事する場合や、本ポリシーに沿った取扱いを受けることについて本学との間で契約をした場合には、本ポリシーの適用対象者となる。この場合、学生の教育を受ける権利や選択の自由などを損なわないように配慮しなければならない。

ただし、学生にとっては、指導教員等とともに本ポリシーの適用対象となることによって、発明などを本学に一元管理させることが可能となるので、研究室内の統一的な指針のもとで研究・教育に専念できることとなり、利点が大きいのが通常であると思われる。

## 第8 その他

### 1 本ポリシーの適用時期

本ポリシーは、2004年4月1日より適用する。それ以前の事例については、遡っては適用しない。

2004年3月24日 常任理事会確認